



## コンクリートの品質管理における取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理  
通知日：平成5年1月7日

発管第181号  
平成5年1月7日

社団法人鳥取県建設業協会会長殿  
社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長殿

鳥取県土木部長

### コンクリートの品質管理における取扱いについて（通知）

このことについては、昭和63年3月31日付発管第81号「コンクリート供試体の標準養生について（通知）」により、財団法人鳥取県建設技術センター（以下「センター」という。）への供試体の搬入時期を定めておりますが、最近、試験当日に搬入されるものも見受けられます。ついては、センターにおける試験業務を適確に行うため、下記のとおり実施していただくようお願いします。

#### 記

コンクリートの圧縮強度試験の供試体について、打設日から2週間程度養生を行った後、速やかにセンターに搬入すること。（この場合、センターにおいて2週間程度水中養生を行うこととなります。）